

平成 21 年 11 月 30 日
平成 22 年 3 月 1 日 改訂

エコアクション 2.1 地域事務局 責任者 各位
エコアクション 2.1 審査人 各位

財団法人 地球環境戦略研究機関 持続性センター
エコアクション 2.1 中央事務局

「エコアクション 2.1 ガイドライン 2009 年版」の策定に伴う 中央事務局の対応、地域事務局及び審査人の皆様へのお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素はエコアクション 2.1 の普及促進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知のように、環境省では、かねてより「エコアクション 2.1 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン 2004 年版」(以下「2004 年版」という)の改訂を進めてきましたが、このたび、エコアクション 2.1 ガイドラインの改訂案について、意見募集(パブリックコメント)を行い、その結果を踏まえて「エコアクション 2.1 ガイドライン 2009 年版」(以下「2009 年版」という)を策定しました。

エコアクション 2.1 中央事務局では、これを受けて別添のとおり「**「エコアクション 2.1 ガイドライン 2009 年版」の策定に伴うエコアクション 2.1 認証・登録の取扱等について**」を取りまとめるとともに、認証・登録事業者の皆様には「**「エコアクション 2.1 ガイドライン 2009 年版」の策定に伴う 2004 年版からの移行期間及び移行措置等について**」をご連絡致しましたので、お知らせ申し上げます(本ご連絡に添付の補足説明も必ずお読みください)。

また、下記のとおり平成 22 年 4~5 月に「ガイドライン 2009 年版」審査人力量向上研修会を開催いたしますので、ご参加ください。

地域事務局及び審査人の皆様におかれましては、本ご連絡の内容についてご理解を賜るとともに、「ガイドライン 2009 年版」審査人力量向上研修会を受講のうえ、事業者の皆様に対して適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、2009 年版への移行に伴い必要となる具体的対応に関する事業者様への説明は、審査人、地域事務局による説明の食い違いを避けるため、審査人力量向上研修会の受講後にさせていただきますようお願いいたします(現時点では、本通知の内容のみに留めてください)。

何卒、よろしく願いいたします。

敬具

記

「ガイドライン 2009 年版」審査人力量向上研修会の開催について

開催時期：平成 22 年 5 月末～6 月初

開催場所：全国 7 ヶ所予定

平成 22 年 5 月 21 日（金） 東京または埼玉

5 月 22 日（土） 大阪

5 月 23 日（日） 金沢

5 月 29 日（土） 福岡

5 月 30 日（日） 広島

6 月 5 日（土） 仙台

6 月 6 日（日） 東京または埼玉

内 容：2009 年版「審査及び判定の手引き」等について

- ・ガイドライン 2009 年版の目的、内容、2004 年版との相違点等について、十分に理解し、適切に審査、指導・助言、判定等を実施できるようにするとともに、
- ・2009 年版の策定を踏まえた「認証・登録制度実施要領及び各種規程類」の改訂内容を説明し、
- ・2009 年版に基づく「審査及び判定の手引き（旧名称：認証・登録及び審査マニュアル）」の解説を実施する

注意事項：受講されない場合は、原則として 2009 年版ガイドラインに基づく審査はできませんのでご注意ください。

なお地域事務局担当者の方も必ず受講してください。

（ 当研修会は、環境省主催のガイドライン 2009 年版説明会（全国 9 カ所開催）並びに平成 22 年 2 月 6～7 日の全国交流研修大会での説明、とは異なる内容です。そちらに参加された方も必ず当『「ガイドライン 2009 年版」審査人力量向上研修会』にご参加ください。）

「2009 年版準拠業種別ガイドライン」審査人力量向上研修会の開催について

開催時期：平成 22 年 10 月頃

開催場所：全国 4 ヶ所予定

内 容：業種別ガイドラインの内容について

注意事項：受講されない場合は、原則として 2009 年版準拠の業種別ガイドラインに基づく審査はできません。また当該業種を専門分野として登録することもできませんのでご注意ください。

具体的な開催日時、場所については、別途ご連絡します。

なお地域事務局担当者の方も必ず受講してください。

「エコアクション21ガイドライン2009年版」の策定に伴うエコアクション21認証・登録の取扱等について」の補足説明

2009年版での審査について

平成22年5月31日までの審査申込は、2004年版を適用して審査を実施してください。（その場合、審査実施時期が6月1日以降であっても、2004年版を適用した審査を実施しますが、一年後の審査時に、移行審査を実施する必要があります）

移行期間中の審査申込は、事業者が2004年版・2009年版のいずれに準拠していても受付けますが、審査は2009年版を適用して実施してください。

移行期間中の移行審査においては、2009年版で新たに追加された要求事項等に「C：不適合」であっても、これを「B：一部要改善」として取り扱う移行措置を取り、その改善状況については、一年後の中間審査又は更新審査において確認することとします。

審査人は、移行期間中の中間審査又は更新審査において、2004年版と2009年版の相違点、特に新たに追加された要求事項等について、事業者に十分な説明を行うとともに、その改善のあり方を適切に指導して下さい（そのため「ガイドライン2009年版」審査人力量向上研修会の受講が必須です。受講されない場合は、原則として2009年版ガイドラインに基づく審査はできません）。

移行審査の一年後の中間審査又は更新審査において、2009年版に適合していない場合は、認証・登録は継続又は更新されませんので、そのようなことが無いよう、適切な指導・助言をお願い致します。

業種別ガイドラインでの審査

業種別ガイドラインは平成22年10月に策定、公表を予定しています。

平成23年3月31日までの審査申込は、2004年版準拠の業種別マニュアルを適用して審査を実施してください。（審査実施時期が4月1日以降であっても、2004年版準拠の業種別マニュアルを適用した審査を実施しますが、一年後の審査時に、移行審査を実施する必要があります。）

移行期間中の移行審査においては、2009年版に準拠した業種別マニュアルで新たに追加された要求事項等に「C：不適合」であっても、これを「B：一部要改善」として取り扱う移行措置を取り、その改善状況については、一年後の中間審査又は更新審査において確認することとします。

審査人は、移行期間中の移行審査において、2004年版準拠と2009年版準拠の相違点、特に新たに追加された要求事項等について、事業者に十分な説明を行うとともに、その改善のあり方を適切に指導して下さい（そのため、ガイドライン2009年版準拠の「業種別ガイドライン」研修会の受講が必須です。受講されない場合は、業種別ガイドラインに基づく審査はできません）。

移行期間終了後の中間審査又は更新審査において、2009年版準拠に適合していない場合は、認証・登録は継続又は更新されませんので、そのようなことが無いよう、適切な指導・助言をお願い致します。

以上

平成 21 年 11 月 30 日
平成 22 年 3 月 1 日一部改訂

「エコアクション 2 1 ガイドライン 2009 年版」の策定に伴う エコアクション 2 1 認証・登録の取扱等について

財団法人 地球環境戦略研究機関 持続性センター
エコアクション 2 1 中央事務局

環境省は「エコアクション 2 1 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン 2004 年版」(以下「2004 年版」という)を改訂し、「エコアクション 2 1 ガイドライン 2009 年版」(以下「2009 年版」という)を策定しました。

これに伴い、エコアクション 2 1 中央事務局では、

- ・ 2009 年版ガイドラインの周知期間及び説明会の開催
- ・ 2009 年版による事業者の認証・登録の開始時期
- ・ 2004 年版で認証・登録を受けている事業者の 2009 年版への移行期間及び移行審査(移行措置)
- ・ 「業種別ガイドライン」(旧名称:業種別マニュアル)の改訂(策定)
- ・ エコアクション 2 1 認証・登録制度実施要領等の改訂
- ・ 「審査及び判定の手引き」(旧名称:認証・登録及び審査マニュアル)の改訂(策定)

等について、次の通り決定しましたのでお知らせします。

1. 2009 年版の周知期間及び説明会の開催

ガイドライン 2009 年版

2009 年版の策定・公表:平成 21 年 11 月 30 日

2009 年版の周知期間:平成 21 年 11 月 30 日から平成 22 年 5 月 31 日まで

2009 年版説明会:

環境省主催

開催時期:平成 21 年 12 月～平成 22 年 3 月:

開催場所:全国 9 ヶ所(札幌、仙台、埼玉、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、熊本)

日程等の詳細は、環境省 URL(平成 21 年 11 月 20 日報道発表資料)をご参照ください:

<http://www.env.go.jp:80/press/press.php?serial=11807>

エコアクション 2 1 中央事務局主催

- エコアクション 2 1 全国交流研修大会

開催時期:平成 22 年 2 月 6～7 日

開催場所:静岡県静岡市(内容は、全国 9 ヶ所の説明会に準ずる)

- 2004 年版の認証・登録事業者向け説明会

開催時期:平成 22 年 4～6 月

開催場所:全国 9 ヶ所程度で開催予定

「2009年版」への移行の手順、移行に伴う変更事項、審査の際の留意事項等の説明をさせていただきます。

中央事務局主催の説明会に関する詳細は、改めて全事業者様宛に、メールでご案内させていただきますが、説明会出席の有無は認証・登録には影響しません。

業種別ガイドライン（2009年版準拠）

2004年版に準拠した「産業廃棄物処理業者向けマニュアル」、「食品関連事業者向けマニュアル」、「建設業向けマニュアル（試行版）」、「地方公共団体向けマニュアル（試行版）」及び「大学等（教育・研究機関）向けマニュアル（試行版）」は、各「業種別ガイドライン」と名称を変更するとともに、2009年版を踏まえた内容に、平成22年10月頃を目途に改訂いたします。

業種別ガイドライン（2009年版準拠）の策定・公表：平成22年10月（予定）

業種別ガイドライン（2009年版準拠）周知期間：平成22年10月1日から平成23年3月31日

業種別ガイドライン（2009年版準拠）説明会：

エコアクション21中央事務局主催

- 業種別マニュアル（2004年版準拠）での認証・登録事業者向け説明会

開催時期：平成22年10月～23年3月

開催場所：全国9ヶ所程度で開催予定

「業種別ガイドライン（2009年版準拠）」への移行の手順、移行に伴う変更事項、審査の際の留意事項等の説明をさせていただきます。

中央事務局主催の説明会に関する詳細は、改めて全事業者様宛に、メールでご案内させていただきますが、説明会出席の有無は認証・登録には影響しません。

2. 2009年版による事業者の認証・登録の開始時期

ガイドライン2009年版

新規にエコアクション21の審査を申し込む事業者（除く：業種別ガイドライン対象事業者）の、受付は次の通りとします。

- ・2009年版による新規の審査申込（初めて登録審査を受けられる事業者）は、平成22年6月1日より受付を開始致します。
- ・2004年版による新規の審査申込は、平成22年5月31日までと致しますが、登録審査後の初回の中間審査において移行審査を受審することが必要です。
- ・平成22年6月1日以降に新規の審査申込をする事業者は、2004年版、2009年版のいずれに基づき構築・運用している場合でも、登録審査が移行審査となります。

業種別ガイドライン（2009年版準拠）

業種別ガイドラインの適用を受ける事業者（産業廃棄物処理業者及びリサイクル業者等、食品関連事業者、建設業者、地方公共団体、大学等教育機関）の、新規の審査申込の受付は次の通りとします。

- ・2009年版に準拠した業種別ガイドラインによる新規の審査申込（初めて登録審査を受けられる事業者）は、平成23年4月1日より受付を開始致します（改訂版の各「業種別ガイドライン」は、平成22年10月を目処に策定します）。
- ・2004年版に準拠した業種別ガイドライン（旧名称：業種別マニュアル）による新規の審査申込は、平成23年3月31日までと致しますが、登録審査後の初回の中間審査において移行審

査を受審することが必要です。

3 . 2004 年版で認証・登録を受けている事業者の 2009 年版への移行期間及び移行審査（移行措置）

ガイドライン 2009 年版

既に 2004 年版で認証・登録を受けている事業者の、2009 年版への移行期間及び移行審査（移行措置）は次の通りとします。

- ・平成 22 年 6 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日までの一年間を移行期間とします。
- ・この間の中間審査又は更新審査は、移行審査（移行措置）とし、2009 年版で新たに追加された要求事項等に「C：不適合」であっても、これを「B：一部要改善」として取り扱う移行措置を取り、その改善状況については、一年後の中間審査又は更新審査において確認することとします。
- ・なお、エコアクション 2.1 審査人は、移行期間中の移行審査において、2004 年版と 2009 年版の相違点、特に新たに追加された要求事項等について、事業者に必要な説明を行うとともに、その改善のあり方を指導します。
- ・移行審査後の中間審査又は更新審査において、2009 年版に適合していない場合は、認証・登録は継続又は更新されません。
- ・なお、平成 22 年 5 月 31 日までに審査を申し込まれた場合は、従前通り、2004 年版を適用して、中間審査又は更新審査を行います。一年後の審査において、移行審査を受審することが必要です。

業種別ガイドライン（2009 年版準拠）

既に 2004 年版に準拠した業種別マニュアル（新名称：業種別ガイドライン）の適用を受けて認証・登録を受けている事業者（産業廃棄物処理業者及びリサイクル業者等、食品関連事業者、建設業者、地方公共団体、大学等教育機関）の、2009 年版に準拠した業種別ガイドラインへの移行期間及び移行審査（移行措置）は次の通りとします。

- ・平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの一年間を移行期間とします。
- ・この間の中間審査又は更新審査は、移行審査とし、2009 年版に準拠した業種別ガイドラインで新たに追加された要求事項等に「C：不適合」であっても、これを「B：一部要改善」として取り扱う移行措置を取り、その改善状況については、一年後の中間審査又は更新審査において確認することとします。
- ・なお、エコアクション 2.1 審査人は、移行期間中の移行審査において、2004 年版と 2009 年版の相違点、特に新たに追加された要求事項等について、事業者に必要な説明を行うとともに、その改善のあり方を指導します。
- ・移行審査後の中間審査又は更新審査において、2009 年版に適合していない場合は、認証・登録は継続又は更新されません。
- ・なお、平成 23 年 3 月 31 日までに審査を申し込まれた場合は、従前通り、2004 年版に準拠した業種別マニュアルを適用して、中間審査又は更新審査を行います。一年後の審査において、移行審査を受審することが必要です。

4 . エコアクション 2 1 認証・登録制度実施要領等の改訂

2009 年版の策定に伴い、エコアクション 2 1 認証・登録制度実施要領、及び各種規程等については、平成 22 年 3 月を目処に改訂します。

5 . 「審査及び判定の手引き」(旧名称：認証・登録及び審査マニュアル)の策定

「認証・登録及び審査マニュアル」はその名称を「審査及び判定の手引き」と名称を変更するとともに、2009 年版を踏まえた内容に改訂します。

改訂された「審査及び判定の手引き」は、平成 22 年 3 月を目処に策定します。

エコアクション 2 1 ガイドライン 2009 年版は、以下の URL に掲載されています。

環境省 エコアクション 2 1 URL :

<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>

環境省 報道発表 (2009 年 11 月 30 日):

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11852>

以上

